

令和5年8月25日

第26回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第26回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年8月25日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について
- 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る変更について
- 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第6号 農地法第4条の規定による届出について
- 議案第7号 農用地あっせん申出について
- 議案第8号 利用状況調査に係る非農地判断について
- 議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について

その他

1 出席委員

農業委員

1番 蓑田六雄	2番 松木茂久	3番 田中健一
4番 西山昭二	5番 澤山建志	6番 西川路利広
7番 下吉一郎	8番 田代繁樹	
10番 内蘭光弘	11番 西村久則	12番 徳留幸信
13番 井手康則	14番 奥村祐樹	15番 井元清八郎
16番 前田真津美	17番 生川裕也	18番 濱田保
19番 川畑ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20番 川畑淳一		22番 田之上洋
23番 濱田卓郎	24番 徳留力雄	25番 廣森修
26番 住吉俊光	27番 大迫恵太	28番 物袋唱二
29番 湯之上大幸	30番 南圭司	31番 小村亮太
32番 藏蘭堅志		34番 石嶺義孝
35番 前田剛	36番 上赤政行	37番 坂本三好
38番 鐘撞望		

1 小委員長

11番 西村久則

1 欠席委員

9番 永吉正文 21番 上拂忠 33番 塚田幸美

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西村里志
主幹兼農地総務係長	前村修
農地総務係主査	東川善久
主幹兼振興係長	濱田真也
振興係主事	藤久保宏実
振興係主事	今吉蓮樺
地域計画係長	向吉真一
地域計画係主査	吉元隆寿

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前村修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員，ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>（唱和）</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第26回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「3番委員」と「16番委員」を指名いたします。</p> <p>早速，議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については，お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお開きください。</p> <p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分は，4件でございます。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については，お目通しください。</p> <p>今回の所有権移転分につきましては，すべて経営基盤強化促進法</p>

第18条第3項の要件を満たしていると思われま
す。
皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。
ただいま、事務局の説明のと
おりであります。
それでは、議案第1号の所有
権移転分1番から4番につい
ては、一括
ご審議願
います。
ご質疑、ご意見はございま
せんか。
「なし」の声あり。
議案第1号のうち所有権移
転分1番から4番については、
原案のと
おり承認
すること
にご異議
ございま
せんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めま
す。
よって、議案第1号のうち、
所有権移
転分につ
いては、
原案のと
おり承認
すること
に決定
いたしま
す。
次に、議案第1号「経営基盤
強化促進
法農用地
利用集積
計画」に
係る意見
決定につ
いてのう
ち、利用
権設定分
を議題と
いたしま
す。
事務局に
議案の説
明を求め
ます。
今月の議
案第1号
「経営基
盤強化促
進法農用
地利用集
積計画」
に係る意
見決定に
ついての
うち、利
用権設定
分は、議
案書の8
ページか
ら19ペ
ージまで
の42件
で、うち
新規が3
3件、再
設定が9
件となっ
ていま
す。
また、農
地中間管
理事業の
利用権設
定2件に
つきま
して、鹿
児島県地
域振興公
社の借受
議案の後
は、農家
への転貸
議案とな
ります。
議案書の
8ページ
をお開き
ください。
(番号1
を議案書
のとおり
読み上げ
説明)
以下につ
いては、
お目通し
ください。
なお、1
9ページの
総合計は
58筆、6
3、446
㎡、農地
中間管理
事業の重
複分を除
くと、5
7筆、6
1、051
㎡となっ
ていま
す。
今回の利
用権設定
分につ
きま
しては、
すべて農
業経営基
盤強化促
進法第1
8条第3
項の各要
件を満た
している
と考えま
す。
皆様のご
審議をよ
ろしくお
願
いいた
しま
す。
ただいま、
事務局の
説明のと
おりであ
ります。
それでは、
議案第1
号のうち
、利用権
設定分の
1番につ
いて、ご
審議願
います。
これにつ
きま
しては、
会議規則
第25条
の規定に
基づき、
議長を降
り、退席
いたしま
すので、
2番委員
に議長を
お願
いいた
しま
す。
(会長退
席 2番委
員と議長
を交代)

議長 1番委員に代わりましてしばらくの間、議長を努めさせていただきます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

1番の審議が終了しましたので、1番委員と議長を交代いたします。ありがとうございました。

(会長復席 議長交代)

議長 次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から19ページ42番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 4番の借人が指宿市外在住ですが、7畝ほどの畑のためだけに通って営農するということですか。それから、賃借料が高いと思いますが、何か理由があれば教えてください。

次に、34番、35番、36番、38番、39番、40番が使用貸借設定となっている理由を教えてください。

事務局 4番は、昨年12月に通い営農で新規就農者となり、本市の経営面積は4反ほどになります。賃借料が高い理由は、ハウスの骨組を再利用することから、高く設定されています。

また、34、35、36、38、39、40番は管理のみの契約ということで、使用貸借の設定となっています。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち利用権設定分の2番から42番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番から42番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

8月10日の転用調査時に私と26番委員、34番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいただいております。

1番から12番は売買、13番は兄弟からの贈与、14番と16番は知人からの贈与、15番は親族からの贈与で、贈与税に関しては、いずれも理解しているとのことでした。

また、13番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われま

す。なお、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりすべての案件が前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の1ページから38ページに添付しておりますので、ご参照のうえご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち2番から23ページ16番までは、一括審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち2番から16番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち2番から16番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今月、用途区分変更の申出がなされたのは1件です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、事業目的は農業用倉庫です。

審議資料の39ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ70メートル離れた農用地区域内の農地で、西は市道及び宅地、北は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、隣接する5条許可地に居住し、農機具や農業用資材の保管場所として、農業用倉庫を建築したいというものですが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

また、申請地は、実母が所有している農地であることから、代替地についても数か所検討いたしましたが、いずれも事業計画を満たせない一方、申請地は、利用集積や保全面一般基準上の問題について、特に認められませんでした。

以上、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の用途区分変更申出について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る変更についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今月の事業計画変更に係る申請は1件です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、転用目的は一般住宅です。

審議資料の40ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ80m離れた農地で、東と南は宅地、西は市道、北は畑に接しています。

令和5年7月25日開催の第25回農業委員会議案第5号5番で、審議いただいた後に、許可された案件であります。

前回申請の際は、申請人1名によりまず一般住宅を建築したいとする計画でしたが、借入融資申込み手続きを、配偶者も含めた申請人2名へ変更する必要から、改めて申請がなされたものです。

土地の形状や周辺農地への影響等につきましては、前回計画内容からの変更は無いため、特段問題ないと判断されます。

ただし、転用計画者が変更されることから、新たな5条申請も同時に提出されておりますので、議案第5号2番にてご審議いただくこととなっております。

議長

以上、報告のとおり小委員会では事業計画変更は、やむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る変更については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても同メンバーで、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

まず、番号1番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の41ページをご覧ください。

申請地は[]から北へ70m離れた農地で、東は雑種地、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する施設並びに駐車場を有する揖宿神社の代表役員であり、申請地を取得した後に駐車場の拡張整備を行う計画となっております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物等の建築は行わないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の40ページをご覧ください。

申請地は[]から北西へ80m離れた農地で、東と南は宅地、西は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから申請地を取得し、配偶者と居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界部分にはブロックを設

置済みであり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は駐車場並びに資材置場です。

審議資料の42ページをご覧ください。

申請地は、 から北へ300m離れた農地で、東は宅地、西と南は県道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については住宅等が連たんする区域に、近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地に近接する既存施設を有する法人の代表者で、申請地を取得し、駐車場と資材置場として整備する計画となっていますが、既に着工していたことから今回始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、敷地内には土留のための砂利舗装を行い、構造物の建築等を行われないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は圃場への進入用通路です。

審議資料の43ページをご覧ください。

申請地は、 から南へ310m離れた農用地区域内農地で、東と南は畑、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和5年7月25日開催の第25回農業委員会議案第3号2番で審議いただき、農業用施設用地として承認することが決定された農地であるため、申請地につきましては、不許可の例外であります農用地利用計画指定用途に該当することになりますが、農振法に基づく用途区分変更の手続き完了が条件のため、許可書発行につきましては、手続き完了日を確認しました後に、同日付で発行することとなります。

申請人は、近隣で農業を営んでおり、申請地を取得し隣接する耕作地や農業用倉庫への進入用通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。構造物等の建築は行わないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上4件の申請に関して、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

議長

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地法第4条の規定による届出についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は、番号1番の1件のみで、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、転用目的は農業用倉庫です。

審議資料の43ページをご覧ください。

申請地は、 から南へ310m離れた農地で、周囲は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内農地ではありますが、令和5年7月25日開催の第25回農業委員会議案第3号1番で、審議され農業用施設用地としての承認を受けていますことから、不許可の例外であります農用地利用計画指定用途に該当しますが、農振法に基づく用途区分変更の手続き完了が確認でき次第、同日付での承認書発行となります。

計画概要としましては、農地面積1,239㎡のうち104㎡を農業用施設用地として利用する計画となっておりますが、すでに完成していたことから、今回始末書が提出されています。

申請地は、自己所有地の一部を使用するものであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

委員 議長	<p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案書の28ページをお開きください。</p> <p>議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。</p> <p>今月は、売渡申出が4件でございます。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の44ページから51ページに掲載しています。</p> <p>続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は29ページになります。</p> <p>今月は、借受申出が1件でございます。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは議案第7号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
15番委員	<p>買受・借受の1番の申出人は、指宿市外在住ですが、本市に通って玉利地区や垂門地区の畑を営農するということでしょうか。</p>
事務局	<p>1番の申出人は、昨年6月の委員会において、農地法第3条で農地を取得しており、更に経営面積を広げたいということで、今回申請がなされたものです。</p>
6番委員	<p>今の1番の申出人について、機械や道具等は所有しているのか教えてください。</p>
事務局	<p>農機具は持っているということです。</p>
6番委員	<p>具体的に希望する範囲が分かっていたら教えてください。</p>

事務局	<p>玉利地区になりますが、昨年3条で取得した農地の近くを希望しております。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。</p>
事務局	<p>このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 議案書の28ページをお開きください。 番号1と番号2と番号3は11番委員と30番委員。 番号4は38番委員と19番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。議案書の29ページをお開きください。 番号1の玉利地区は31番委員と12番委員。 垂門地区は25番委員と6番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。 (各委員了解あり)</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第8号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第8号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は30ページから32ページになります。 今回の対象地域は、小牧営農研修センター北東側及び東側になります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。</p>

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、33筆11,882㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第9号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」説明いたします。

まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、国が定める農業経営基盤強化促進法に基づき、おおむね5年ごとに見直しが行われる、「県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を踏まえ、市でもその都度、見直しが行われています。

本市の基本構想は令和3年度に見直されたばかりですが、今回は令和5年4月1日の改正基盤法の施行に伴い、県が基本構想を見直したことから、これに合わせて市の基本構想を見直すものです。

これまでの経緯ですが、市では県の基本方針を踏まえ作成した素案をもとに、各関係機関に意見聴取を依頼し、基本構想案を作成しました。

今回の見直しは国の基本要項に、その内容が詳細に定められている内容となっています。

なお、見直しにあたっては、指宿市、いぶすき農業協同組合、指宿市

農林技術協会が検討・協議を行っています。

今回、この基本構想（案）に関し、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、指宿市から農業委員会への意見聴取がありましたので、本日お諮りするものです。

それでは内容の説明をいたします。

（別添資料の新旧対照表について説明）

以上で、説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局から説明がされましたが、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。

委員
議長 議案第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、その他についてご説明いたします。議案書の34ページをご覧ください。

その他（議案書34ページを参照して説明）

1. 一時使用届について
2. 8月の行事報告
3. 9月の行事予定等
4. その他

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第26回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時33分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員 3番委員 _____

議事録署名委員 16番委員 _____

